

平成23年10月分(9月使用分)から

水道料金が改定されます

両津地区・相川地区・国中地区に適用されている水道料金を値上げし、その料金を小木・羽茂・赤泊地区にも適用させます。改定後は佐渡市の約95%が同じ料金になります。

両津・相川・佐和田・金井・新穂・畑野・真野地区

両津・相川地区の一部の簡易水道を除いて、すでに口径別料金(メーター口径により料金が異なる)に統一されています。改定後は、全ての方が月300円ずつの値上げとなります。

小木・羽茂・赤泊地区

現在は用途別料金(使用目的により料金が異なる)ですが、改定後は口径別料金に統一されます。料金体系が変更されるため、値上げになる方と値下げになる方がいらっしゃいます。

メーター口径と使用水量によっては、大幅な値上げになる場合もありますが、佐渡市の水道料金を統一することに由来のものです。ご理解ください。お問い合わせをお願いします。



改定後の水道料金

(一般家庭のメーター口径13mmの場合)

○基本料金(10³m³まで) 1,800円

○水量料金(11³m³から) 248円/m³

【料金の目安(税込)】

・10³m³・・・1,800円

・15³m³・・・3,040円

・20³m³・・・4,280円

・30³m³・・・6,760円

・40³m³・・・9,240円

・50³m³・・・1万1,720円

※これは水道だけの料金であり、下水道はこれまでどおりの料金になります。

お問い合わせ

市役所上下水道課

(真野行政サービスセンター内)

☎55-3173

もう利用しましたか?

住宅用火災警報器の助成券

住宅用火災警報器 普及促進事業実施中!



住宅用火災警報器は平成23年6月1日に完全義務化となります。また、設置していない方はお急ぎください。

市では、住宅用火災警報器の普及促進のため住宅用火災警報器の購入助成を実施しています。3月上旬頃、対象世帯にオレンジ色の封筒で「住宅用火災警報器購入申請書兼助成券(表面)」「住宅用火災警報器助成申請書(裏面)」(以下「助成券等」と表記します。)が郵送されています。この機会にぜひご利用ください。

なお、助成券等の利用期限は平成23年5月31日までです。

ご注意ください!

警報器購入の助成を受ける際は、助成券等に必要事項を記入のうえ、直接、購入業者にお渡しください。

市役所、消防署ではご利用できません。なお、助成券等は紛失した場合、再発行しませんので、あらかじめご了承ください。

	助成券(表面)	助成申請書(裏面) (助成券が優先されます)
助成額	3000円まで	1個につき4000円まで
購入できる数	警報器1個 または 消火器1本	警報器を最大2個まで
利用条件	郵送された全ての世帯	○非課税世帯 ○障がい者の方がいる世帯 ○65歳以上の方がいる世帯 のいずれかに該当する世帯

※佐渡市のマークが付いているほうが助成券(表面)です。

お問い合わせ

佐渡市消防本部 予防課

☎51-0123

または最寄りの消防署

